

# 蔵王町立宮小学校 いじめ防止基本方針

## I 宮小学校いじめ防止基本方針について

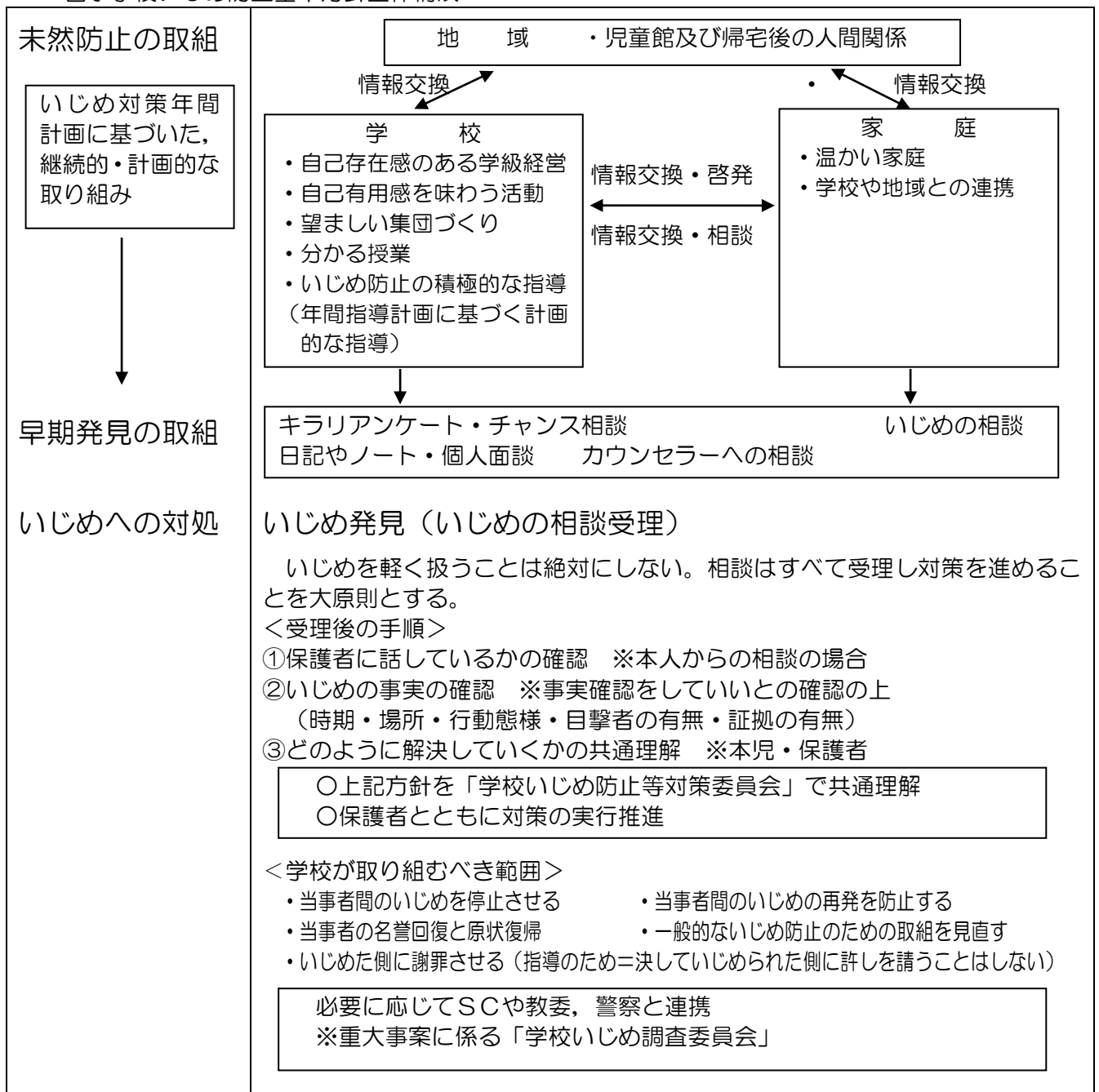
この基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の第一章総則第一条目的、第二条定義、第三条基本理念、第八条学校及び学校の教職員の責務、第13条学校いじめ防止基本方針及び宮城県いじめ防止基本方針、並びに蔵王町いじめ防止基本方針を受け、蔵王町立宮小学校におけるいじめ防止に係る基本方針等を示すものである。

## II 宮小学校いじめ防止基本方針

いじめはどこの学級（学校）でも起こりうることを前提にしながらも、いじめ対策年間計画に基づき、未然防止に最大限努力する。これには、いじめの早期発見も含め、全校でいじめのリスクを未然に抑制・制御することとする。

いじめを確認した場合には、学校として、いじめを受けた児童を守ることに専念し、組織的・計画的に対応する。

### 宮小学校いじめ防止基本方針全体構成



## 1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法に準じ、「児童に対して、宮小学校在籍している等、児童と一定の人的関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義し、個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめを受けた児童の立場に立つて行うこととした。なお、具体的ないじめの態様としては次のものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※いじめが行われた場所については、学校の内外は問わない。

## 2 いじめの理解

いじめは、「どこの学級でも起こりうる」という認識からスタートする。

学級組織においては、子ども誰もが人間関係に関する軋轢をもつ。この軋轢が引き金となって実際の言動に表れないよう制御できる自律した子どもの育成に力を入れる。（未然防止）

それでも起こるのがいじめであり、そのために、それを早い段階で把握する必要がある。（早期発見）

把握したいじめについては、その大小に問わず保護者と連携しながら解決・解消に当たり、通常の学校生活を送ることができるように取り組む。

しかし、場合によっては、学校だけの取組で解決をみることができない事例や、人命に関わる事例が出てくる場合もある。

この場合は、教育委員会や警察と連携しながら対処し、当該いじめに係る事象の解消と再発防止、学校生活の原状復帰に最大限取り組む。

## Ⅲ いじめ未然防止の取組

友達関係の軋轢はどの子どもにもある、という大原則のもと、望ましい友達関係の在り方を話し合ったり、規範意識を醸成したりすることは大切である。

しかし、いじめ未然防止の一番の取組は「分かる授業」「自己存在感」「自己有用感」につきる。（生徒指導の3機能：自己存在感 共感的な人間関係 自己決定）

自分自身が価値ある存在であることを、感じさせ理解させること、それは友達も全く同じなんだという理解がいじめの未然防止の第一歩である。

宮小学校では、「あいさつでキラリ」（豊かな心の育成）を最重点努力事項の一つに掲げ、いじめ対策年間計画に基づいていじめの未然防止に全校で取り組んでいく。

※いじめ対策年間計画は 資料参照2

### 1 分かる授業

平成25年度宮城県検証委員会報告「教師も子供も本気で取り組む みやぎ授業づくりスタンダード（宮城県教育委員会編）」に見られる授業モデルを基本に、授業づくりに取り組む。また、家庭学習や生活習慣の指導も併せて行い、家庭と連携した分かる授業の取組を進めていく。

教師の授業力の向上に向けて、校内研究の推進を軸に取り組んでいく。また、初任者研修や他の法定研修等で、教師一人一人の得意分野を生かした研修を実施し、分かる授業づくりを進めていく。

### 2 自己存在感・自己有用感

日々の学校生活の様々な場面で自己存在感や自己有用感を味わうことができる活動を展開したり、声掛け等評価をしたりしていく。

具体的には、学級内や学校内の役割分担による一人一役、学校行事における一人一活躍、絵画や

書道、作文等の作品展における一人一誉等、個が活躍できる場面を意図的に設定し、励まし賞賛をしていく。また、学級活動や道徳の時間、学校行事を通して、生命尊重、個性伸長等の徳目を意図的に指導していく。特に小野さつき訓導の遺徳に基づく「生命尊重」については、全校で重点項目に位置づける。

### 3 いじめ防止の積極的な指導

いじめは絶対に許されないものだという大前提に立ちながら、「～しない」という指導ではなく「～しよう」という指導に切り替えていく。その主点は、一人一人が違っていること、そして一人一人によさがあること、そして、一人一人が尊重されるべき存在であることを、具体的な活動をとおして指導していくことである。指導の内容や指導の時期については年間指導計画に位置づけ、全校で計画的に実施していく。

### 4 家庭や地域との連携

いじめに係る学校の取組への理解を図るために、学年最初の懇談会でいじめについての取組を説明する。同時に、相談機関としての家庭の役割について啓発するとともに、いじめ発見の受け皿になってもらう。

また、児童館に通う子どもが多いことから、子どもの人間関係の変化やいじめ、いじめの兆候について学校と密接に情報交換ができる体制をつくる。（幼保小児連絡会 担任の児童館訪問等）

## IV いじめ早期発見の取組

最重点取組事項に掲げていじめの未然防止に取り組んでも、いじめはどこにでも起こりうるという考えの下、事態が悪化しない状態で発見でき、早期に指導や原状回復ができるようにいじめの早期発見に取り組むことが大切である。

いじめの早期発見の第一歩は「どんなことがいじめにあたり、それを見たり、聞いたりしたら、教員や親に知らせる」という力を子どもたちに身に付けさせることである。いわゆる「ちくる」のではなく、友達が良くなるために教えるという構えをきちんと指導することが大事である。

### 1 観 察

いじめの早期発見において、教師の観察は重要である。授業中、休み時間、給食や清掃の時間など、教師が子どもたちの学校生活全般について観察し、危険因子抑制に努める。

保護者用の「いじめ発見チェックシート（保護者用）」（資料1）を第1回目の学年懇談会の際に配付し、家庭で気になる様子が見られた場合は、学校にも連絡していただくようお願いする。

### 2 アンケートの活用

いじめチェックシートやキラリアンケート（資料3）を活用し、いじめにあっているか、いじめを見たことがあるか等の内容で定期的に調査をすることは手立てとして非常に有効である。書かれた内容については、教員が責任をもって対処することが前提であり、いじめを受けたり、見聞きしたりしたことを正直に書ける学級経営や学校経営に努める。

### 3 チャンス相談

子どもたちに「いつでも相談に来なさい」と言いながら、職員室にいつも居るのでは言葉だけと受け取られる。職員室は敷居が高いのである。会議がない日を選んで、チャンス相談として子どもたちが全員下校するまで教室にいる日を設定する。教室であれば敷居は低くなるし、他の子どもがいなくなったことを確認して相談することもできる。相談に来るのを職員室で待つのではなく、教室で相談できるようにその機会を準備しておく。

### 4 日記等による把握

日記に直接いじめの事実を書いてくるケースがある。前提は、日記や自主学習ノートは誰にも見せないという条件が大切である。

元気がない様子が見られれば、日記や自主学習ノートに担任のコメントとして記入すれば、子どもから何らかのアクションが起こることもある。チャンス相談を含め、子どもたちとのチャンネルを数多く準備し活用する。

## 5 保健室や専科の教員等からの情報

いじめを把握するのは担任でなければならないということはない。養護教諭，専科，通級担当等の教員，時には支援員や図書支援員の場合もある。子どもが一人で落ち着いて自分自身のことを考えることができる場を準備しておくのも，いじめの早期発見につながる。本校では，保健室や図書室がそれに当たる。

## 6 相談しやすい雰囲気

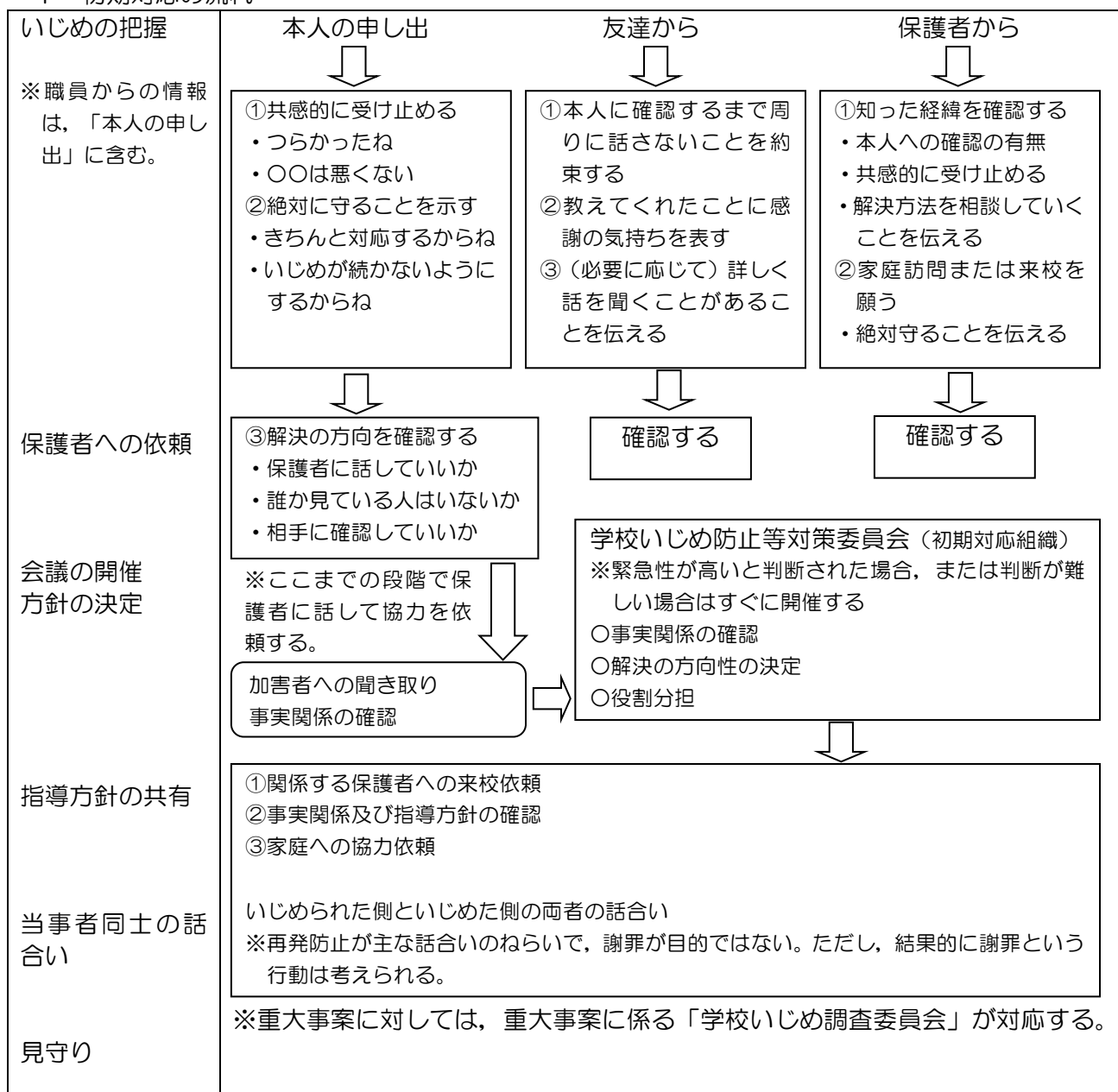
廊下ですれ違った時に，「相談してみようかな」という雰囲気やシグナルを子どもに出せる教員がいるか，わたしたちは自問自答し，努力をしなければならない。

## 7 その他

- ・保護者からの通報
- ・児童館や子ども会育成会，スポーツ少年団等，関係機関からの情報
- ・地域の方からの情報（通学路途上の地域の人 商店 等）

# V いじめへの初期対応の流れ

## 1 初期対応の流れ



## 2 いじめに対処する組織

- (1) 初期対応組織「学校いじめ防止等対策委員会」（校内組織）  
いじめ事例発生から初期対応の流れを決定する組織

校長 教頭 主幹教諭 生徒指導主任 いじめ・不登校対策担当 担任（学年主任） 養護教諭

- (2) 事案が重大な場合の組織「学校いじめ調査委員会」

校長 教頭 主幹教諭 生徒指導主任 いじめ・不登校対策担当 該当担任 養護教諭  
PTA代表 警察署 学校評議会 SC 教育委員会

※重大事態とは、

- ①生命被害…自殺及び自殺未遂
- ②身体被害…おおむね30日以上に加療を要すると見込まれる重大な障害
- ③財産被害…金銭換算でおおむね数万円以上の重大な損害
- ④精神被害…いじめを苦にした結果、精神性疾患を新たに発症したり悪化したりした場合  
いじめ防止対策推進法「重大事態」の解説（案）より

## 資料1 いじめ発見チェックシート（保護者用）

チェック項目		チェック
朝	朝、起きてこない。	
	学校へ行くことを渋る。学校を休みたがる。	
	元気がなく、食欲もない。	
登下校	一人で登下校するようになる。	
	人の荷物を持たされている。	
	遠回りして登下校するようになる	
帰宅時	理由のはっきりしない衣服の汚れや破れがある。	
	理由のはっきりしないすり傷やあざがある。	
	学用品や持ち物が壊れていたり落書きがあったりする。	
	学校の話をしなくなる。聞くのをいやがる。	
	家族と一緒にいたがらなくなる。	
	楽しみなテレビや好きな遊びをしたがらなくなる。	
友達	特定の友達の話をしたがらなくなる。	
	友達関係が急に変わった。	
	一定の友達から頻繁に連絡がある。	
	友達と遊ばなくなる。	
家庭での様子	親と視線を合わせない。	
	親と話をしない。	
	お金の使い方が荒くなる。家の物がなくなる。	
	食欲がなくなる。好きな物も食べなくなる。	
	眠れなくなる。	
	ため息をついたり、ぼんやりしたりしていることが多くなった。	
	宿題や習い事をしたがらない。	

## 資料2 いじめ対策年間計画

月	実施内容	留意点
4月	<p>○いじめ防止基本計画の確認</p> <p>○各学級で学級のルールづくりを行う。</p> <p>○朝会でいじめの運動を宣言する。</p> <p>○保護者にいじめ防止基本方針を説明する。 ※学級懇談会の資料にいじめチェック項目を綴じて説明する。</p> <p>○自宅確認を通じた情報収集</p> <p>○キラリアンケートの実施・集計</p> <p>○職員会議での情報収集 ☆学校生活調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月初めの職員会議で基本方針を確認し、共通理解を図る。</li> <li>・3本柱の数値目標や手立てを受けて、各学級で目標を立てる。これをまとめて朝会で、校長または生徒指導主任がいじめの運動を宣言する。</li> <li>・P T A総会時の校長のあいさつの中で学校経営の基本・3本柱・いじめ防止基本方針を説明する。</li> </ul>
5月	<p>○職員会議での情報収集</p> <p>○キラリアンケートの実施・集計</p> <p>※職員会議 ☆学校生活調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校経営の重点事項「危機管理の推進」と兼ねて、いじめ未然防止に係る教職員の在り方について研修する。</li> <li>・いじめチェックシートやキラリアンケートを実施する。</li> </ul>
6月	<p>○キラリアンケートの実施・集計</p> <p>※職員会議 ☆学校生活調査</p>	
7月	<p>○小野訓導追悼式に係る道徳または学級活動の授業</p> <p>○キラリアンケートの実施・集計</p> <p>○保護者面談を通じた情報収集</p> <p>○学校評価</p> <p>※職員会議 ☆学校生活調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小野さつき訓導追悼式に係る授業で人命・人権について取り扱い、この中でいじめを取り扱う。</li> <li>・学校評価（保護者からのアンケート）において、いじめ防止に係る取組の評価を依頼し、いじめ防止基本方針等の見直しを図る機会とする。</li> </ul>
8月	<p>○キラリ・アンケートの実施・集計</p>	
9月	<p>※職員会議 ☆学校生活調査</p>	
10月	<p>○キラリアンケートの実施・集計</p> <p>※職員会議 ☆学校生活調査</p>	
11月	<p>○キラリ・アンケートの実施・集計</p> <p>※職員会議 ☆学校生活調査</p>	
12月	<p>○人権週間 ※学級・朝会での講話</p> <p>○学校評価</p> <p>○キラリアンケートの実施・集計</p> <p>※職員会議 ☆学校生活調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権週間と関連させて、各学級や朝会で人権についての講話を行う。</li> <li>・学校評価（保護者からのアンケート）において、いじめ防止に係る取組の評価を依頼し、いじめ防止基本方針等の見直しを図る機会とする。</li> </ul>
1月	<p>○キラリアンケートの実施・集計</p> <p>※職員会議 ☆学校生活調査</p>	
2月	<p>○キラリ・アンケートの実施・集計</p> <p>※職員会議 ☆学校生活調査</p>	
3月	<p>○キラリアンケートの実施・集計</p> <p>※職員会議 ☆学校生活調査</p>	

資料3 ※毎月末に実施して教育委員会に報告。

宮小いじめチェックシート 月

／ ( ) までに、  
角田に提出してく  
ださい。

( 年 組)

1 欠席日数が累計30日以上の児童 (不登校該当) ；

$$\text{欠席日数} + \text{別室登校日数} + (\text{遅刻} + \text{早退日数}) \div 2 = 15 \text{日以上}$$

の児童 (15日～準不登校, 30日～不登校相当) はいいますか。

はい、いい、いい、いい、いい



◎欠席の内訳 (新規→4月からの分, 継続→今月分のみで結構です。)

名前	欠席	不登校(はきかた)欠席	経済的理由による欠席	その他の欠席	遅刻・早退	理由
	H	H	H	H	H	
	H	H	H	H	H	
	H	H	H	H	H	

2 今月、1日でも別室登校をした児童はいいますか。

はい、いい、いい、いい、いい (児童名: , 日)

3 今月、いじめに該当する行為はありましたか。

ない、あつた

※3で「ない」場合、これで終了です。ありがとうございます。

「あつた」と答えた場合、裏の質問にお答えください。

(1) どのようなことがありますか。当てはまるものに○をつけてください。

- ア：乱暴な言葉で特定の子を脅かしている。
- イ：冷やかしたりからかったりがひどい。
- ウ：持ち物かくしが続いた。
- エ：わざとなかまはずれにされている。
- オ：集団で無視している。
- カ：特定の子に暴力をふるっている。
- キ：特定の子に金銭を要求している。
- ク：お面介や親切のおしつけがひどい。
- ケ：その他 ( )

(2) いじめの動機はなんですか。当てはまるものに○をつけてください。

- ア：怒りや憎しみ、嫉妬などから。
- イ：欲求不満のうつぶつぶん購らしとして。
- ウ：生意気な者、いい子ぶる者に対する反発・反感から。
- エ：力の弱い者、動作の鈍い者を面白半分に。
- オ：だらしのない者、きまりを守らない者への反発・制裁。
- カ：仲間を引き入れるため。
- キ：自分たちと違う・馴染めないなどの違和感から。
- ク：以前にいじめられたことの仕返しとして
- ケ：その他 (不明も含む)

(3) いじめた側の人数を教えてください。

- ア：単独
- イ：数人 (2～7人)
- ウ：大勢 (8人以上)
- エ：不明

(4) いじめを最初に知った方法を教えてください。

- ア：担任が発見
- イ：他の教師からの情報
- ウ：養護教諭からの情報
- エ：カウンセラー・心の教室相談員等の情報
- オ：いじめられた児童生徒からの訴え
- カ：他の児童生徒からの訴え
- キ：保護者からの情報
- ク：相談機関等からの情報
- ケ：その他

<h1>キラリアンケート</h1> <p>令和 年 月</p>	蔵王町立宮小学校 年 組 名前〔 〕

このアンケートは、みなさんが、毎日たのしく、あんしんして学校生活をすごせるようにおこないます。あてはまるところに○をつけてください。

① 学校はたのしいですか。

ア とてもたのしい    イ たのしい    ウ ふつう    エ たのしくない

② 今、先生や親に、そうだんしたいことはありますか。

ア ある    イ ない

③ 今、だれかにいじめられていますか。

ア はい    イ いいえ    ウ こたえられない

④ このごろ、だれかが、いじめられているのを見たり、聞いたりしたことがありますか。

ア ある    イ ない

⑤ あなたは、なかのいいお友だちがいますか。

ア いる    イ いない